

遺言書作成について

子どもがいない
ご夫婦



遺言書が無いと、配偶者に加えて被相続人の親が(法定相続分は3分の1)、子どもも親もいない場合は兄弟姉妹が(同4分の1)法定相続人となるために、残された配偶者が当然に相続財産の全部を相続することはできません。

相続人がいない
おひとりさま



独身で親や兄弟姉妹(甥姪)などの法定相続人がいない場合には、遺言書が無いと残された財産は全て国庫に帰属することになります。

家業の後継者を
指定したい方



自営業や会社経営者で、その家業(事業)の後継者を指名して、会社(土地・建物)、や株式、特許権などを承継させたい場合には、遺言書で指定することができます。

相続財産の大半が
自宅(土地・建物)の方や、
複数いる子どもの
一人と同居している方



自宅不動産以外の相続財産の状況によっては、現に相続人の誰かが居住している家を売却して財産を分割せざるを得なくなることがあります。そういう事態を避けるために、遺言書で遺産分割の方法を指定しておくことができます。

内縁関係の方や
親族関係が複雑な方



婚姻していない内縁の方や、認知していない子は相続人ではありません。これらの方々へ財産を残すためには、生前贈与をするか遺言書を残しておく必要があります。また、前妻と後妻それぞれに子がいて、均等に相続させたくない場合などにも有効です。

相続人以外の特定の方に
遺贈したい場合や、
財産を相続させたくない
相続人がいる場合



面倒を見てくれた息子の嫁や、特別お世話になった法定相続人以外の人に財産を遺贈したい場合には遺言書で指定できます。一方で、虐待や著しい非行などにより遺産を相続させたくない法定相続人がいる場合には、遺言書で相続人から除外することができます(廃除といいます)。

当事務所では、ご依頼される方の目的やご意向に沿って、作成から保管まで丁寧にお手伝いさせていただきます。

遺産分割協議とは

遺言書が無い場合には、被相続人が亡くなると同時にその財産や債務は法定相続人の共有状態となります。

この共有状態を解消してそれぞれの財産や債務を特定の相続人に承継させるためには、法定相続人全員による遺産分割協議を行い、遺産分割協議書を作成しなければなりません。これは不動産の所有権移転登記の際にも必要になります。また、債務がある場合の限定承認や相続放棄は相続開始から3ヶ月以内に行わなければなりません。そして、相続税の申告期限は相続発生から10カ月以内とされています。

当事務所では、相続開始からはじまるこれらの一連の手続きを有効かつ円滑に進めるためのお手伝いをさせていただきます。

不動産登記の名義変更は提携する司法書士の、税務処理・申告は税理士の、そして相続人間で争いが起こった場合には弁護士の協力を得ながら、相続に関する手続きを総合的にサポートいたします。

